

公園便所設計等業務委託（笹塚公園）公募型プロポーザル方式事業者選定

募集要項

1 プロポーザルの概要

(1) 件名

公園便所設計等業務委託（笹塚公園）公募型プロポーザル方式事業者選定（以下、「プロポーザル」という。）

(2) 主催者

渋谷区

(3) 実施方式

公募型プロポーザル

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 目的

本業務は、笹塚公園便所の改修工事にあたり、施設の新築、既存施設の解体等に関する実施設計業務（以下、「本業務」という。）を行うものであり、THE TOKYO TOILET*（以下、「TTT」という。）関係者を有識者の委員として審査を行うほか、TTT で得られた知見を活用しながら TTT と同様に多様性を受け入れる社会の実現を目指すため、渋谷区に訪れる人の誰もが快適に使用できる公共便所の設置を目的とする。

本業務の実施に当たっては、「綺麗に使うことを前提にデザインされていること」及び「綺麗に使うという気持ちを醸成することが実現しているデザインが施されていること」の2点の観点の実現のため、このような能力を有し本業務を委託するに最も適した事業者を選定するために必要な事項を定める。

※THE TOKYO TOILET は、多様性を受け入れる社会の実現を目的に実施している公共トイレプロジェクトであり、性別、年齢、障害を問わず、誰もが快適に使用できる公共トイレを渋谷区内17箇所に設置し、渋谷区から新しい公共トイレの形を世界に向けて発信している。詳しくは、下記アドレス先の THE TOKYO TOILET のHP をご覧ください。

<https://tokyotoilet.jp/>

(6) 選定方法

公園便所設計等業務委託（笹塚公園）公募型プロポーザル方式事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査を経て最優秀者1者を選定する。

(7) 選定委員

選定委員は、委員長1名（渋谷区職員）、内部選定委員4名（渋谷区職員）、外部選定委員3名の計8名で構成する。

外部選定委員は以下とする。

伊東 豊雄 氏

佐藤 可士和 氏

柳井 康治 氏

（五十音順）

(8) 留意点

プロポーザルは、与えられた条件下において参加者の基本的な考え方や施設の設計業務に関する能力を評価することにより、設計業務委託候補者を決定するためのものである。したがって施設の設計にあたり、設計業務受託者の提案内容を変更することがある。

(9) 事務局

〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町 1 番 1 号
渋谷区 土木部公園課 公園整備係 担当 笹川・仙頭
E-mail : sec-koenseibi@shibuya.tokyo

2 プロポーザルの日程

区 分	項 目	日 程
参加受付 質疑	プロポーザル参加希望者の募集公表	令和 7 年 11 月 4 日 (火)
	参加表明及び企画提案に係る質疑締切	令和 7 年 11 月 7 日 (金)
	参加表明及び企画提案に係る質疑回答	令和 7 年 11 月 12 日 (水)
	参加表明等の受付締切	令和 7 年 11 月 19 日 (水)
	参加資格確認通知	令和 7 年 11 月 27 日 (木)
審査	企画提案書の提出期限	令和 7 年 12 月 4 日 (木)
	予備審査 (書類審査) 結果通知	令和 7 年 12 月 12 日 (金) (予定)
	本審査 (プレゼンテーション・ヒヤリング)	令和 7 年 12 月 19 日 (金) (予定)
	本審査結果通知	令和 7 年 12 月 24 日 (水) (予定)
契約	契約締結予定日	令和 8 年 1 月 16 日 (金) (予定)

※選定委員会の都合により日程に変更が生じた場合は別途、周知する。

※令和 7 年 11 月 25 日 (火) までに資格登録申請の承認を完了させること。

※令和 7 年 12 月 16 日 (火) までに本審査当日の機器の不具合で開催できない事態に備え、事前にプレゼンテーションを録画したものを事務局へ提出すること。

3 参加資格

参加表明者は次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、1) についてはア) 又は、イ) のどちらかを満たしていればよいものとする。

なお、参加表明者のみで管理技術者及び主任技術者を配置することが出来ない場合は、協力事務所参加届 (様式 1-5-B) への記載により主任技術者を配置することで参加可能とする。また、参加表明者は、業務の全部を一括して、又は業務の主要な部分を協力会社に委託してはならないものとする。

- 1) ア) 管理技術者、主任技術者のどちらかが渋谷区内に在住する者 (渋谷区に住民登録している者) が所属する事業者もしくは渋谷区内に本社及び支社を有する事業者。
イ) 「渋谷区との関わり及びこのプロジェクトを通じて渋谷区に貢献すること」について記述 (A4 用紙 1 ページ程度 様式不問) し、提出すること。
- 2) 渋谷区の競争入札参加資格を有している者 (東京電子自治体共同運営 電子調達サービスへの登録がある者) で、建築設計の業種登録事業者であること。

※渋谷区の競争入札参加資格を有していない場合は、令和 7 年 11 月 25 日 (火) までに資格登録申請の承認を完了させること。また、資格登録申請の承認の完了後に発行される「建設工事等競争入札参加資格審査 受付票」を 1 (9) に記載の事務局に提出すること。なお、参加資格確認通知にて参加資格を有している場合でも、承認期限までに資格登録申請の承認を完了させていない場合は、参加資格を取り消すものとする。

資格登録申請の承認については、時間を要する場合があるので、下記リンク先の渋谷区 HP (競争入札参加資格申請の手続きのご案内) 及び東京電子自治体共同運営サービス HP の情報について余裕をもって確認すること。

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/jigyosha/proposal/keiyaku/kyosonyusatsusankasikaku.html> (渋谷区 HP 競争入札参加資格申請の手続きのご案内)

<http://www.e-tokyo.lg.jp> (東京電子自治体共同運営サービス HP)

- 3) 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の 3 第 1 項の規定による一級建築士事務

所登録簿に登録をされた者であること。

- 4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- 5) 参加表明書等を提出した日から業務を委託する技術的に最適な者を特定する日までの間に、渋谷区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成 9 年 3 月 27 日区長決裁）による指名停止を受けていないこと。
- 6) 参加表明書等を提出した日から契約の相手方を確定させる通知をする日までの間に、渋谷区契約関係暴力団等排除措置要綱（平成 25 年 11 月 25 日区長決裁）にもとづく入札参加除外措置を受けていないこと。

4 参加不適格者及び欠格条項

- (1) 次の者は参加できない。

ア プロポーザル選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）

イ 選定委員が所属している設計事務所に現に所属している者

ウ 選定委員の配偶者又は 4 親等以内の親族である者

エ **設計共同体（JV）として参加表明する者**

- (2) 参加者が、次の条項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本要項に定める手続以外の手法により、選定委員又は事務局等関係者に本プロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合

イ 一事業者が複数の提案をした場合

ウ プレゼンテーション・ヒヤリングについて、管理技術者又は主任技術者が出席しない場合

エ その他本要項及び作成要領に定める手続き、方法等を遵守しない場合

5 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者及び主任技術者は一級建築士であること。
- (2) 管理技術者及び主任技術者は、参加表明者の組織に所属していること。
- (3) 管理技術者は、主任技術者を兼任しないこと。

※ 管理技術者は、本設計業務全般の業務管理及び統括を行うものとする。

※ 主任技術者は、管理技術者のもとで、担当技術者を総括する役割を担う者とする。

6 施設整備計画

- (1) 既存施設の基礎情報

名称：笹塚公園の便所

住所：渋谷区笹塚三丁目 3 6 番 6 号

面積：24.4 m²（便所）、500 m²（整備対象公園面積）

建築：昭和 4 7 年 4 月

部屋：男性小便器 3、男性個室 1、女性個室 2

- (2) 設計条件

ア 求める設計内容

ア) 「綺麗に使う事を前提にデザインされていること」及び「綺麗に使うという気持ちを醸成することが実現しているデザインが施されていること」の 2 点を満たした設計とする。

イ) 地域の人にとって親しみやすく、また、地域の景観に配慮した建築デザインとすること。

ウ) 安全・安心に対する考え及びユニバーサルデザインが設計に反映されているこ

と。

エ) コストバランス（イニシャル、ランニング、ライフサイクルコスト）及び費用対効果が良いこと。

オ) 渋谷区洪水ハザードマップの予想される浸水に対し配慮した計画とする。

カ) 環境に配慮されていること。

キ) その他の設計条件については、別途特記仕様書へ記載する。

イ 建築計画に関する条件

外装材及び内装材の石綿含有材分析調査（既存建物）は渋谷区で実施済である。なお、敷地測量については本業務にて実施予定である。

7 参加表明等の手続き

(1) 募集要項及び提出書類作成要領等の配布

ア 配布書類

ア) 資料 1：公園便所設計等業務委託（笹塚公園）公募型プロポーザル方式事業者選定募集要項（本資料、以下「募集要項」という。）

イ) 資料 2：公園便所設計等業務委託（笹塚公園）公募型プロポーザル方式事業者選定提出書類作成要領（以下「提出書類作成要領」という。）

ウ) 資料 3：公園便所設計等業務委託（笹塚公園）特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）

エ) 資料 4：公園便所設計等業務委託（笹塚公園）公募型プロポーザル方式事業者選定様式（以下「様式」という。）

オ) 資料 5：現況配置図

カ) 資料 6：敷地測量図

キ) 資料 7：石綿含有材分析調査報告書

ク) 資料 8：既存建物一般図等

ケ) 資料 9：インフラ状況図

コ) 資料 10：現地写真

イ 配布期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）から令和 7 年 12 月 4 日（木）まで

ウ 配布場所

資料 1～10

渋谷区ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加表明

ア 提出書類

以下の書類を順番に揃え、参加表明書（様式 1-1-B）を表紙とし正本 1 部及び CD-ROM1 枚（データ形式は、元データ及び PDF）を提出すること。

ア) 参加表明書（様式 1-1-B）

イ) 事務所概要書（様式 1-3-B）

ウ) 事務所の業務実績（様式 1-4-B）

エ) 協力事務所参加届（様式 1-5-B）

エ) 管理技術者の経歴等（様式 1-6-B）

オ) 主任技術者の経歴等（様式 1-7-B）

キ) 添付書類（契約書の写し及び管理技術者又は、主任技術者の住民登録のわかるものの写し等）

イ 提出期間
令和 7 年 11 月 4 日（火）から令和 7 年 11 月 19 日（水）まで

ウ 提出場所
1（9）に掲げる事務局

エ 提出方法
持参又は簡易書留郵便による郵送とする。

(3) 上記(1)から(2)の事務取扱時間
午前 9 時～正午、及び、午後 1 時～午後 4 時 30 分まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）
郵送の場合は令和 7 年 11 月 19 日（水）午後 4 時 30 分必着とする。

(4) 質問書の提出
参加表明書等の作成又は提出に関し、質疑があるときは次により質問書を提出し、回答を受けることができる。

ア 提出書類
質問書（様式 1-2-B）

イ 提出期間
令和 7 年 11 月 4 日（火）から令和 7 年 11 月 7 日（金）まで

ウ 提出場所
1（9）に掲げる事務局

エ 提出方法
電子メールにて Microsoft excel ファイルで提出すること（PDF 等に変換しないこと）。
なお、電話での質問には応じない。

オ 回答方法
質問書に対する回答は、令和 7 年 11 月 12 日（水）に渋谷区ホームページに公表する。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案書等一式の作成及び記載上の留意事項
募集要項及び作成要領のとおり。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類
以下の書類を 10 部提出すること。また、CD-ROM1 枚（データ形式は PDF）を提出すること。
企画提案書（様式 2-1-B）

イ 提出期間
令和 7 年 11 月 4 日（火）から令和 7 年 12 月 4 日（木）まで

ウ 提出場所
1（9）に掲げる事務局

エ 提出方法
持参又は簡易書留郵便による郵送とする。

オ 事務取扱時間
午前 9 時～正午、及び、午後 1 時～午後 4 時 30 分まで（土曜日、日曜日、祝日は除く）
郵送の場合は令和 7 年 12 月 4 日（木）午後 4 時 30 分必着とする。

(3) 質問書の提出

企画提案書の作成又は提出に関し、質疑があるときは次により質問書を提出し、回答を受けることができる。

ア 提出書類

質問書（様式 2-2-B）

イ 提出期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）から令和 7 年 11 月 7 日（金）まで

ウ 提出場所

1（9）に掲げる事務局

エ 提出方法

電子メールにて Microsoft excel ファイルで提出すること（PDF 等に変換しないこと）。
なお、電話での質問には応じない。

オ 回答方法

質問書に対する回答は、令和 7 年 11 月 12 日（水）に渋谷区ホームページに公表する。

9 プレゼンテーション・ヒヤリング

(1) 日時

令和 7 年 12 月 19 日（水）（予定）

午後 1 時～午後 5 時のうち、指定された 30 分間（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分）

(2) 場所

渋谷区役所

(3) 留意事項

ア プレゼンテーションの詳細は別途通知する。

イ プレゼンテーション・ヒヤリングの出席者は、管理技術者、主任技術者を含む 3 名以内とする。（機器の操作者含む）

ウ プレゼンテーション及びヒヤリングで求める内容は以下とする。

ア）業務実施方針に関する説明

イ）課題提案の課題 1～3 に関する説明

ウ）選定委員からの質疑に対する回答

エ 使用する説明資料は提出された企画提案書の内容のみとする。

オ プレゼンテーションの順番は事務局による抽選で決定の上、別途通知する。

カ プレゼンテーション・ヒヤリングの内容についても、プロポーザル提出書類と同様の扱いとし、参加者はその発言に責を負うものとする。なお、「プロポーザル提出書類」とは、「参加表明書等」及び「企画提案書等一式」を指す。

(4) その他

当日機器の不具合で開催できない事態に備え、事前にプレゼンテーションを録画したものを令和 7 年 12 月 15 日（月）までに事務局へ提出してください。

10 審査及び結果の通知

(1) 参加資格の有無の通知

参加表明者から提出された参加表明書等について、参加資格を満たしていることの確認を行い、結果を通知する。

(2) 予備審査及び結果の通知

ア 選定委員（外部選定委員含まず）において、参加者から提出された企画提案書等を書類審査し、本審査への参加事業者を上位から順に概ね 5 者選定する。

イ 選定結果は参加者に結果通知書を郵送で通知する。

(3) 本審査及び結果の通知

ア 予備審査通過者を対象に、企画提案書を用いてプレゼンテーション・ヒヤリングを実施する。選定委員会（外部選定委員含む）において、内容を総合的に評価した上で、最優秀提案者及び次点者を決定するものとする。

イ 本審査後、審査結果は本審査参加事業者に結果通知書を郵送で通知する。

(4) 審査結果の公表

最優秀提案者の名称等を渋谷区ホームページで公表する。

(5) 評価基準

ア 評価項目及び配点

ア) 予備審査

項目	内容		配点	
会社の能力	業務実績		10	
担当者の能力	管理技術者及び主任技術者の能力	業務実績	10	
実施体制等	業務の実施方針・実施体制		10	
提案課題	書類審査	課題 1	30	70
		課題 2	20	
		課題 3	20	
合 計			100	

イ) 本審査

項目	内容		配点	
プレゼンテーション・ヒヤリング	提案課題	課題 1	30	70
		課題 2	20	
		課題 3	20	
	取組意欲		10	30
	業務理解度		10	
	プレゼン力・質問回答能力		10	
合 計			100	

イ 評価方法

ア) 各評価項目において、委員の評価点の合計を委員の人数で除した平均点数により算出する。なお、本審査は、プレゼンテーション・ヒヤリングに参加した委員の評価を対象とする。

イ) 評価点が同点の場合は、提案課題の点数の高い事業者を上位とする。

11 選定方法

(1) 選定委員会名称

公園便所設計等業務委託（笹塚公園）公募型プロポーザル方式事業者選定委員会

(2) 設置要綱

渋谷区プロポーザル方式実施要綱による。

(3) 選定委員

渋谷区プロポーザル方式実施要綱による。

(4) 選定方法

予備審査、本審査ともに合計点数により選定する。なお、本審査においては、予備審査の点数は加味しない。

12 契約手続き等

(1) 交渉・契約

ア 選定結果にもとづき、渋谷区（以下「発注者」という。）と特命随意契約を行う。契約額は以下の金額を上限とする。

上限金額：12,216,600 円（税込み）

イ この手続に参加した者が、渋谷区における指名停止または指名停止措置を受けた場合は契約を締結しないこととし、この場合、発注者は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

ウ 本設計業務を受託した設計者と資本・人事面等において関連があると認められる製造業者又は建設業者は、本業務に係る全ての工事の入札に参加し又は当該工事（下請工事を含む。）を請負うことができない。

(2) 留意事項

ア 本プロポーザルは、設計案ではなく、本設計業務に適した技術力や創造力、問題解決力に優れた設計者を選定するものであることから、受託者は、設計の内容について発注者等と十分協議の上、業務を進めることとする。

イ 本業務の実施にあたる管理技術者及び主任技術者は、プロポーザル提出書類に記載された者とし、原則として変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等の特別な場合を除く。なお、やむを得ない事情により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了承を受けなければならない。また、発注者が、当該業務の担当者を不適切と判断した時は、受注者と協議のうえ、担当者の変更を要請する場合がある。

13 提出書類の取扱い

(1) 著作権及び意匠

提出された設計案の著作権は、その応募者に帰属することとします。また、設計案の著作権を第三者に譲渡及び継承することはできないものとします。

(2) 提出書類の使用

区はプロポーザル提出書類を保存及び記録し公表する権利を有するものとし、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他必要と認めるときは提案者に許可なく、無償で利用できるものとする。この場合、提案者の名称を明示する。なお、プロポーザル提出書類その他の書類は返却しない。

(3) 情報の公表

区は公表等する場合には、申請書類、計画書類等の内容が無償で利用できるものとします。なお、申請書類、計画書類、は、渋谷区情報公開条例の規定に基づき、公開請求の対象となり、個人に関する情報及び公開することにより申請者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、原則公開となります。

14 その他の留意事項

(1) 経費の負担

プロポーザル提出書類の作成に要した費用、旅費その他本プロポーザルの参加に要した一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) その他

ア 手続において使用する言語、通貨は、日本語、日本円とする。

- イ プロポーザル提出書類は、設計候補者の選定作業に必要な範囲内において、複製し使用することがある。
- ウ プロポーザル提出書類ほか本プロポーザルに関して、次のいずれかに該当する場合には無効となる。
 - ア) 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの。
 - イ) 実施要領及び提出書類作成要領に示された計画内容に適合しないもの。
 - ウ) 予備審査及び本審査の合計点数（平均点）が 30 点に満たないもの。
 - エ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
 - オ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - カ) 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの。
 - キ) 虚偽の内容が記載されているもの。
 - ク) 選定委員又は事務局等関係者に対する援助を、直接的又は間接的に求めたとき。
 - ケ) その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき。
- エ 本プロポーザルの作成のために発注者より受領した資料は本プロポーザル以外で使用してはならない。また、公表してはならない。
- オ 受注候補者として特定された者が提出した企画提案書については、その内容を公開することができるものとする。
- カ 本業務における参加説明会は実施しない。